

まちかど救命ステーションに関する要綱

平成25年4月1日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し交付要件を満たしている事業所等に標章を交付する制度を設け、住民が不慮の事故や急病により心臓・呼吸が停止する重篤な状態になった場合に、直近のまちかど救命ステーションの従業員等による適切な応急手当及びAEDによる除細動により、住民の尊い生命を救命できる体制を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちかど救命ステーション 標章を交付された事業所等をいう。
- (2) 事業所等 西脇市、加西市、加東市及び多可町に所在する公共施設、事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 救命講習等 北はりま消防本部が定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、上級救命講習及び応急手当普及員講習をいう。

(標章の交付申請)

第3条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、まちかど救命ステーション標章交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、消防長へ申請する。

(交付要件)

第4条 消防長は、前条の規定により申請があったときは、当該事業所等が次に掲げる全ての要件（以下「交付要件」という。）を満たしているか審査するものとする。

- (1) AEDを1台以上設置しているとともに、AEDを適正に管理していること。
- (2) 営業時間または業務時間中の緊急時において、AEDを速やかに提供できるとともに、AED使用後は、施設等の破損を含め事業所等の責任において整備することができる体制にあること。
- (3) 救命講習等を修了した従業員等が、応急手当を行える体制の整備に努めていること。
- (4) 構成市町及び当組合の広報誌及びホームページ等で広く住民に公開することについて、同意していること。

(標章等の交付)

第5条 消防長は、前条の規定により審査の結果、当該事業所等が交付要件を満たして

いると認めたときは、まちかど救命ステーション標章交付証（様式第2号。以下「交付証」という。）及び標章（様式第3号）を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を交付したときは、まちかど救命ステーション標章交付台帳（様式第4号。以下「交付台帳」という。）に必要事項を記載しなければならない。

（標章の掲示等）

第6条 まちかど救命ステーションは、交付された標章を事務所等の出入口又は、AEDの設置場所付近の周囲から見えやすい場所に掲示するものとする。

（まちかど救命ステーションの責務）

第7条 まちかど救命ステーションは、従業員等に対して応急手当の必要な知識、技能の指導育成に努めるものとする。

2 従業員等に救命講習会等の受講を促し、受講修了者の増員に努めるものとする。

（廃止・変更に関する届出）

第8条 まちかど救命ステーションは、事業等を廃止または申請書の内容に変更があったときには、速やかにまちかど救命ステーション（廃止・変更）に関する届出書（様式第5号）により、消防長に届け出なければならない。

2 消防長は、前項の規定による廃止の届出があり、次の各号に定めるものに該当するときは、当該まちかど救命ステーションの交付証及び標章を速やかに返還させるものとする。

- (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 交付要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他標章を交付することが適当でないと消防長が認めたとき。

3 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を返還させたときは、速やかに交付台帳の記載を削除するものとする。

4 消防長は、第1項の規定による変更の届出があったときは、速やかに交付台帳の記載を修正するものとする。

（所掌）

第9条 この要綱に関する事務は、警防部救急課において所掌する。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、加西市消防本部まちかど救命ステーションに関

する要綱（平成22年加西市訓令第1号）の規定によりなされた交付手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。